

# 日本労働組合総評議会の發足

参加を保留する新産別

## 「産報化」の問題

三月九日づけアカハタは「反共、産報化、ねらう」と題して、日本労働組合総評議会の解説をおこなっている。そのなかで「三月闘争のまぼろしの中で来る十一日開かれる日本労働組合総評議会結成準備大会のうごきこそ、全労働者大衆がはげしい怒りの眼をもつて看視せねばならぬ」と述べているが、何故、「怒りの眼をもつて看視せねばならぬ」のであろうか。その理由をよると、総評議会は、国際労働戦線の「産報化」の統一を企圖しているからだとする。総評議会の正式結成大会は七月になる模様であり、まだ準備大会すら終つていないのだから、「産報化」になるか、ならないかは、さしあたり豫断の限りではないのであるが、一部の共産黨員の念頭には、次の如き歴史的事實の深く刻みこまれていることは否定し得ない所であらう。

即ち戦争が近づいたり、或は、それが近づいたりすると「無産政黨」や労働組合に決定的な對立分裂が起る。ドイツ社會民主黨の古典的いきさつをまづまでもなく、昭和十二年、社會大衆黨指導下の總同盟は十月大會で産業協力運動・愛國貯金・事變中罷業中止などを決議し、翌年、産報運動の方針をめぐつて總同盟は分裂した。脱退した河野密氏らは産報クラブをつくり、のこつた總同盟も昭和十五年、自發的に解散してしまつたのである。

前にもいつた通り、総評議會在「産報化」になるかどうか、勿論、豫測のほかであるが、然しかりにそうなつたり、又は、事態の進行過程のうちで内部分裂を起したりしたならば、そのわが労働運動に及ぼす影響には尠少なぬものがあるから、以下、総評議会の胎動、生成、ならびに現在における問題の所在點を簡単に紹介しておく。

### 私鐵總連の三原則

故事來歴をたづねれば、今日の日本労働組合総評議會（まだ假稱である）の誕生は、遠く一昨年春の「民主化闘争」の起つたとき、既に豫定されていたといえるが、今日に近い輪廓でこれが動き始めた端緒は昨年六月下旬新潟縣大聖寺町でひらかれた私鐵總連大會の決議に基く。周知の通り同大會は全勞運脱退を一五三對一四二に決定し、六月二十六日脱退を敢行した。何分にも僅少の差であり、左派の猛烈な攻撃の的が、「右派は私鐵總連を全勞運から脱退させ、全勞會議—國際自由勞運の線へもつてゆこうとする」という點に集中されたこともあり、脱退の前日六月二十五日決定した今後の運動方針は、政治的考慮から、左のような表現をとつたのである。

「全勞運は統一の媒介體としての機能を失つたので脱退し、戦線統一については運動の基準として再確認せる三原則を基礎として他の組合へよびかける」

全勞運は脱退したが、今後の戦線統一は民主的組合の死活問題であり、これは私鐵總連が中心となつてやる、その基礎となるものは三原則であるといふのであるが、この三原則といふのは、私鐵總連

# 鉄鋼 労務通信

三月二十日

週【月曜】刊

編集兼印刷發行 水 津 利 輔  
 東京 中央區日本橋區一ツ橋五丁目  
 電話日本橋(24) 5311-57 内線 322,450  
 日 本 鐵 鋼 連 盟  
 定價一部 30圓 半年 600圓  
 No. 199

昭和二十一年十一月二十一日第三種郵便物認可

○ 日本労働組合總會評議会の發足
(判例紹介)
○ 労働協約は失効しても就業規則の同一 條項は有効である (三菱化工機事件)
○ 新制高校のあり方について
○ 住宅金融公庫法案に對し兩院へ請願

の五回大會(琴平)で決定された方針で、要するに  
 一、平和革命—建設的コース  
 二、生産復興を通じての労働者の生活防衛  
 三、政黨の組合支配の排除と、政黨組合間における協力關係の設定

というのであつて、これなら、全勞連へも總同盟へも入れない組合も支持できるであろう——私鐵總連はかく考えたわけである。

實際、昨年の秋、全鐵、全印刷廠、國鐵、日教組、海員、電産、全日通、全選従組、都勞連とあいついで全勞連を脱退したが、私鐵總連は、その皮切りでもあり、右の三原則を高く掲げて「民主的労働戦線の統一」にのりだした。その第一回懇談會のもたれたのは、昨年十一月一日で、この前後、接踵してひらかれた總同盟、國鐵、日教組、全日勞、新産別、海員、全鐵、炭勞等の大會が、國際自由勞連への加盟を正式に決議していたことは記憶さるべきである。

十一月一日集ることになつたのは、私鐵、炭勞、全日勞、全鐵、硫勞連、全日通、海員の中立七組合で全勞會議に加盟する總同盟、國鐵、新産別は一應除外された。三原則の立場からすると、これら三組合は色彩が強すぎる、という政治的考慮からであろうが、第二回日の十一月七日の會合では小異をすてて大同につき、しかも速に戦線統一を圖るといふ趣旨から國會共闘に結集する民主的勞組を中心として十一月十四日、「戦線統一懇談會」をひらくことが決定された。こゝで、總同盟、新産別、國鐵など社會黨と繋がる組合と中立組合が一つの枠のなかで結ぶことになつたのであるが、このことは、私鐵總連の所謂「三原則」のわくがやゝ擴げられたことを意味する。

國際自由勞連と「民主的組合」

私鐵總連の三原則の一つが、政黨的中立にあつたことは前にみた通りであり、全日勞なども、統一はまず中立組合から始めるべきである、と主張して、硫勞連では、内部が總同盟、産別、中立と分れ、硫勞連自身一本にまとまること困難な複雑な事情をもつており、その他にも「組合の自主性を保ちたい」という意見もあつて、私鐵總連の三原則でなら一應まとまれるのではないかと、いうことであつたのだが、ひとくちに中立組合といつても、全日勞、海員、全鐵、炭勞は既に國際自由勞連への加盟を決定しており、なかなしく炭勞武藤會長は、「現在の労働運動は、もはや、世界勞連か自由勞連かの段階ではないか」と主張、自由勞連加盟をてことする戦線統一を唱へたので

あるが、この論理の糸をたぐつてゆくと、結局、共產黨か社會黨かの二者擇一をひきだす可能性が強く、私鐵總連などは、三原則の手前もあつてか「自由勞連加盟か否かを戦線統一の條件としてはならない。それは結成大會の後の課題とすべきだ」と反對したのである。

然し、右にも述べた通り、總同盟や新産別、國鐵などが統一懇談會の枠の中へ入りこんできたのは、結局、全鐵連などの「統一運動は國會共闘のたたかひを通じて推進し、全勞會議をも併せ含むような幅広い組合統一戦線を結成すべきだ」というような意見が大勢を制したからだとみられてゐる。かくて十一月十四日の第一回懇談會には、前記中立七組合のほか總同盟、全選従組、全鐵同盟、重電機、日鐵、全選従組、全電、全麥連、國鐵、全專賣、都勞連、新産別等が集まり、結論として「國內民主的組合統一の基本方向として國際的には自由世界勞連につながる方向と分離して考へることはできない」と申し合わせがなされたのは、所詮、落ちつくべき所へ落ち着いた、と評さるべきであろう。

新産別の異論

十一月二十一日の第二回懇談會には日教組と日放勞が新に参加し、名稱を、全選従組の提案により、「全國労働組合統一準備會」と改めた。同時に、この準備會の目的、自由勞連に對する態度、構成などにつき次の決定をみた。

「目的」自由にして民主的な組合の力と闘いを結集し、カンパニア組織より更に前進した強力な統一結集體を組織する。

「基本性格」一、國內民主的労働戦線の方向が自由世界勞連につながることを認め、労働者階級の同志的友愛と信義を基調とする

二、自由世界勞連加盟を正式機關で決定していない組合は、早急に正式態度を決定するよう努力すること

「構成」一、以上の目的と基調を中央責任機關(大會・中央委員會・中執等)で了承した全國的組織をもつ組合を以て構成する

二、全國的組織をもつ組合は會議體、連合體、單一、産業別、業種別のいづれの組織形態をもつものでも廣く包含する

右の「目的」のなかで、統一準備會は、新統一組織は「カンパニア組織より」もつと「強力な統一結集體」でなければならぬ、と謳つてゐるのであるが、このカンパニア組織とは、個々の組合

が個々の組合のままで、時に應じ共通の題目をとりあげて共同闘争を行うような場合の組織をいふ例えば今日の國會共闘などがこれに當るが、統一準備會のめざす新組織は「更に強力な」集権機能をもつた結集體でなければならぬ、というのである。このから、新組織は議長或いは會長を常置するや否や、という問題も起り、後に述べるように、新産別が、この統一準備會の結集たる總評に參加保留を表明するようになったのも、その一つの面目を、この組織問題にもつてゐるのである。

ついでであるが新産別は、組織問題とも関連して、憲章問題にも始めから一言をもちてゐたといわれる。準備會は十二月六日の第四回の會合で新組織の規約、綱領につき報告し、五百萬の組織の綱領にふさわしく従来の綱領という文字にかえるに「憲章」を以てし、恆久的な理想を盛りたい意向を明かにしたのであるが、本月一月二十五日の第九回準備會では、憲章として組合運動の長期に亘る理想を掲げるのは時期尚早であり、不必要に外國風をたよらせるものもある、というので「憲章」はお流れとなり、基本綱領、行動綱領の二本建に變更された。この問題に對する新産別の意見は、だいたい、現在、情勢は世界的に激動しており憲章など作る時期ではない、基本綱領、行動綱領の二つに分けるのもまだ早い、行動綱領一本でよいのではないか、というにあつたらしい。準備會の多數が、きたるべき新組織は「カンパニア組織より更に前進した強力な統一結集體」とすべし、というに對して、「新組織は現在の國會共闘でいどのカンパ組織であるべきだ」となす新産別にとつて、基本綱領（憲章）、行動綱領規約の二本建などは組合の主體性を拘束する足かせとして映じたとしても無理からぬ事であらう。

總評をめぐる「右」と「左」

さて上述の十二月六日第四回の準備會に新に參加したのは電産、重電機および全石油（オプザーヴァー）曹達協協（同）で、はじめて、日本労働組合總評議會なる假稱が用いられた。尙、組織の基本的性格としては

「全勞連の如き單なる連絡協議機關ではなく比較的ゆるい連合體の如き性格とする」という案が提出された。さきの「カンパニア組織より更に前進した強力な云々」が、やゝ明確に規定づけられたわけである。いま上部組合の組織を、協議體（會議體）、連合體、同盟體というふうにかけて考えると、協議體というのは最もルーズな集合で、殆ど集権的機能はもたず、組合は何等

の制肘も加えられる事なく情報連絡、協議、カンパに參加する事ができる。連合體となると、やゝ強度に集権的機能をもち、それだけ個々の組合の自主性は制肘される。現在の新産別の如きは連合體と目されるが、同盟體になると本部、支部、末端を通じて完全に中央集権的組織をかたちづくる。

右においては「比較的ゆるい連合體の如き性格とする」と表現されてゐるが、いわば、「協議體のかたちを兼ねた連合體」と翻譯できぬこともない。とにかく「全勞連の如き單なる連絡協議機關ではない」とことは明白であり、加盟組合は「その自主権に對する拘束を受けないが左の責任を有する

一、基本綱領及び規約、並びに總評議會の行う事業活動に反對する行動をとらないこと  
二、機關の決定事項を尊重し、具體的措施を伴う決定事項についてはこれを實行すること。但し實行することができない場合或いはできなかつたときは其の理由をあらかじめする（規約案四條）」義務を負ふことになるのであるから、「新組織は單なる連絡協議機關とせよ」と主張してきた新産別などが、この組織方針に眞向から反對することになつたのは當然であらう。

新産別と他の總評メンバーとの對立が、更に議長および會費問題を含んで、二月十九日の第十三回準備會における新産別の退場となつて爆發したことは周知の通りであるが、一説によれば、これは新統一組織の指導権の争奪さわざだとみている。即ち總評が懇談會としてうごき始めた頃から、所謂細谷一高野ラインとよばれる人達は、統一運動の背後にいわれる鍋山フラクのうごきありと警戒し、運動の経過が、上の如く、必ずしも細谷一高野ラインの意にそわずに發展するにつれて、不満が昂じ十九日の新産別の退場となつた、というのであり、高野氏も「總評は當局の御用産報化の危険があるから、新産別が退場したのも無理はない」と同情の言を洩らしたそである。しかし新産別の主體をなす電産や日通は單産として加盟するとみられ（三月十一日の總評結成準備大會では、電産は正式加盟したが日通はオプザーヴァーとして參加することになつた）、あとに大した組織をもたない新産別の退場など、總評にとり左程マイナスではない、というのである。

この説は、いふまでもなく、右のそれであるがアウタのみかたもこれに通ずる所がある。即ち新産別退場の底には「總評議會から左派の細谷一高野ラインを除外し、社會黨右派で固める方針がすすみ、議長に松岡駒吉氏をすえることが決

定されたと伝えられている」(ハタ三・九)とい  
うにある。

兩説真偽のほどは暫くおき、懇談會の當初から  
總同盟では全鐵維、日鐵など所謂右派が積極的  
であつた事は蔽えない事實である。

議長制と會費問題

新産別退場の一因となつたと目される議長制の  
問題というのは、二月四日、第十一回準備會で日  
鐵組が動議したもので、「日鐵連に對抗できるよ  
うな闘える組織體を欲するが故に」議長をおけ、  
というのであるが、設置費成七組合に對し、新産  
別ひとり反對を唱えた。理由は、「總評は連絡協  
議會としての性格をもつべきであるから、議長制  
はまずい。もし議長制にするとなれば總評の性格  
の再検討が必要である。協議體の上に議長をおく  
ことは加盟組合の自主性を拘束することになる」  
というにあり、之に對し全鐵は、連絡體であると  
否とに拘らず責任者をおくことは當然だ、と駁し  
私鐵總連は、過去の全勞連の失敗を再びくり返さ  
ぬために議長制度の要もある、と論じ、問題は結  
局、保留のかたちとなつた。

次に會費問題は、矢張り同日、海員、炭勞、全  
鐵、私鐵、日鐵組、全日勞などから總評の豫算月  
額五〇萬圓の案が提出されたのに對し、新産別は  
「五〇萬圓の豫算を使つてゐる連合體は餘りな  
い」と反對、四分の一の十二萬五千圓案を固執し  
たものである。準備會の一部は、このような新産  
別のかたを「實質的に總評の強化に眞向から反  
對する」と非難したが、次の第十二回準備會  
(二月十六日)でも、これらの難件は一步も前進し  
なかつた。

即ち、この日、議長問題、會費問題および結成  
大會期日の件は一應除き、基本綱領、行動綱領な  
らびに規約の件は確認するか否か、が組上にのぼ  
つたが、新産別をのぞき

承認—總同盟、日鐵組、國鐵、全日勞、全鐵、  
全逓從組、海員

未決定—私鐵、都勞連、自治勞協、全鐵、日鐵

全鐵系、硫勞連、全日通、日放勞、電産

という色分けであり、未決定の組合も本質的な  
異論はさしはさまなかつたが、新産別は「除外條  
件の三點を切りはなしては確認できない」  
と態度を表明、議長及び豫算問題と共に、問題  
解決を二月十九日に譲ることとなつたのである。

二つの統一運動

第十三回準備會は二月十九日全鐵會館でひらか  
れたが、席上、議長ならびに豫算(會費)の件に

つき新産別は、二月十四日新産別中執委決議に基  
き、次のような決定的異論をとらえた。

一、統一準備會の組織は、民主的な組合、團體  
のすべてが参加できる協議機關とすること

二、從つて機關は合議制となし、共通する問題  
と闘争の共同戦線の常置機關とする

三、全國的組織をもつ單産ならびに總同盟、全  
日勞、新産別のような連合體も、そのまゝ支障な  
く参加できる幅の廣い機關であること

四、故に組織を代表するが如き議長とか會長と  
かはおかない。會費も協議機關としての機能を果  
すだけの低廉の額とする(新産別は十二萬五千圓  
を主張する)

五、議長と會費の問題は、規約の形式如何に拘  
らず、實質的に連合體としての性格をもつに至ら  
しめるものであるから、すべての民主的な傾向の  
團體が加盟することは困難となるのみならず總同  
盟、全日勞、新産別の如き連合體は屋上屋を重ね  
ることになる。現在たゞちに新産別の如き連合體  
を弱体化してまで一舉に新しい連合體へもつてゆき  
統一機關を設置する條件は存在しないと考へる。

新産別のこの結論は、他の組合の意見と正面衝  
突し、しかも新産別は、次期の正規の意思決定機  
關の議をまたなければこれを改めることはできな  
い、と明言したので對立はついに氷解せず、結局  
新産別代表はオプザーヴァ一名を残して全員退場  
することとなつたのである。

そのさい、新産別の取扱については次の決定  
がおこなわれた。

一、新産別は、その次期中央委員會乃至大會で  
何等かの決定のあるまで、總評加盟を保留する  
但しオプザーヴァは引續き派遣し今後も戦線統一  
に協力する

二、新産別と總評加盟主要組合との間において  
問題打開のため話し合ひ機會をもつ

かくて新産別は三月十一日の總評結成準備大會  
にも参加を保留することとなり、いわゆる民主化  
運動の本家本元が、その結實ともいふべき總評の  
圏外に立つという皮肉な印象を與えることになつ  
たわけである。

新産別の去つた十三回準備會は、豫算について  
は、一應、五十萬圓の枠を承認、議長を設けるこ  
とにも意見の一致をみた。しかし正式大會(七月  
一日の豫定)まで議長をおくような條件の熟さな  
いときは、代表幹事の如き機關でこれを代行する  
ことを認めた。

二月二十二日現在總評(全國勞働組合統一準備  
(以下八頁下段)續く)

判	例
紹	介

### 労働協約は失効しても 就業規則の同一條項は有効である

三菱化工機假處分決定

労働協約失効後の労働条件の変更が問題となつてゐる折柄、東京地域の三菱化工機（川崎工場・船橋工場）に關する二月二十二日の解雇の意思表示効力停止についての假處分の決定は、協約失効後の就業規則の効力に關する問題として注目し得るので、左に紹介することとする。

事案は決定理由書によると、昨年七月三十一日に失効した會社組合間の労働協約は、「組合の解雇については豫め組合の了解を得て行ふ」旨のいわゆる協力條項があつたが、これと同一内容の條項が就業規則にもあつた。しかるに會社は昨年十一月企業再建整備のための人員整理を行うに當つて、組合の屢次に亘る努力にも拘らず、これを輕視し、人員整理を強行した。これは今なお有効に存続してゐる就業規則の「協力條項」に違反したものであるから、解雇は無効である、よつて解雇の意思表示の効力を停止するといふのであつて組合の申請通り組合が勝訴したわけである。

この決定の問題點は次の二點になるようである。第一點は、労働協約と就業規則に同一内容の條項が有る場合でも、協約の失効によつて當然就業規則の同一條項が失効するものではないといふのであり、第二點は解雇についての組合の了解とはどんな程度のものかといふのである。

一、協約の失効と就業規則問題  
決定はまず、就業規則はそれが適法に制定されたものである以上勞資双方に對し法的拘束力をもつものである。「このことは労働基準法第九十三條の法意からしても明らかである」と断定してゐる。このことは、最近無協約状態において、使用者が一方的に就業規則の改訂を行った場合、個々の労働者と使用者側に存在する労働契約の変更を來たすためには労働者の明示又は黙示の同意が必要であり、このような同意のない就業規則の改訂は、それ自體は有効であつても、労働契約の変更は來たさないから、労働者を拘束するものではないと唱える一部の論者の主張とは異り、使用者にとつてはまことに有利な解釋であり時節柄傾聴に價する。決定は、その根據を基準法九十三條の法意においてゐるが、一部論者もその主張の根據を、同條におき「九十三條は、労働契約より上廻るよう就業規則が制定又は變更された場合は、そ

の強行法性から當然労働者の合意なしに労働契約の変更を來たす——すなわちこの場合は勞使双方を拘束するが、下廻るような就業規則の変更は、九十三條の此の面に對する任意法規性から何等労働者を拘束するものではない」と論じてゐる。決定がこの一部論者の主張を如何ように理論的に擊破するのかが明らかにされてゐないが注目すべき點である。

次に、決定は、労働協約と就業規則にたとえ同一内容の條項がある場合でも、労働協約は勞資双方の意思の合致により成立し、就業規則は結局使用者の一方的作成にかゝるものであり、しかも兩者その成立の意義を異にするものであるから、兩者は必ずしもその運命を共にすべき謂れはない。協約が失効しても就業規則の當該條項が改廢されない限り、依然としてその拘束を受けるものといふべきであるといつてゐる。

したがつて、本件については、協約は失効したが同一内容たる就業規則第十七條の解雇に關する組合の協力條項は、協約の失効に關わりなく有効に存続するものといわなければならないといつてゐる。理の當然なことと思ふ。

なお、「企業再建整備のための人員整理」は「事業上已むを得ない事由に依る解雇」と解すべきかどうか争われているようであるが、決定は、こゝういふものこそ「事業上已むを得ない事由による解雇」と目すべきものであると論じてゐる。

二、解雇についての組合の「了解」  
決定は、「了解」という語の本來の意義は、單なる意見の交換以上に相手方の納得を必要とするから、「協議」よりむしろ「同意」に近い。しかしかゝる語義の詮索はしばらくおき、労働法上信義則の観点からすれば、「同意」といふもの「拒絶權の濫用」は許されず、また「協議」といふもの「交渉協議を以ては足らず慎重審議を遂げることとを要するものと解すべきであるから、「同意」といふ、「了解」といふ、或は「協議」といふもの結局は、實質上その間に大差ないものと解するを妥當とする、一般論を述べてゐるが、味おうべき言葉であらう。

さて、次に本件人員整理に對する双方の交渉經過を詳にし、組合が人員整理強行に反對し、その

撤回を求め、意見が対立遂に妥結に至らなかつたが、組合も、も早や整理もやむを得ないとして、出来得る限り退職希望者を募ることによつて解雇者を最少限度に食い止めんとして、この線に沿うて会社との交渉をつづけたが、会社は希望退職の締切日延期の要求を受入れず、且つ退職希望者を募つてこれにより整理を完了するや否やについて協議を拒否し、單に会社の定めた解雇決定者についての當否のみに協議を限定し、遂に意見の合致を見ないまま組合の了解を得る術もなく協議が打ち切れ、本件解雇通告をなすに至つたのであると説明し、この経過に徴すれば、会社は本件解雇につき、組合の了解を得たものとは認められないし、組合には何等責むべき事由がないものと認められると決定はつてゐる。

なお、本件解雇の通告を受けた者が会社より離職證明書の交付を受け、これにより失業保険給付を受けているから本件解雇を承認したものであるとの会社の主張に對し、決定は、これらの者は無條件に離職證明書の交付を受け失業保険の給付を受けているのではなく、離職證明書の交付を求めるに當り、解雇につき紛争中なる旨の記載方を会社に申し、会社はこれを拒絶したので、關係當局に對し、係争中なる旨を具申し、訴訟に於て解雇が無効と判定され、所定の賃金の支拂を受けるに至つた場合には、その内より返済する旨を約して失業保険を受けているのであるから、本件解雇を承認したものとはいえないと論じてゐる。

この決定には、「事實」の項がないため「理由」の項により事實關係を判断する外ないが、「理由」に記載された事實關係より見れば、至極妥當な決定であらうと思われる。

判決全文

決定

川崎市大川町五番地  
三菱化工機川崎労働組合  
申請人 南 島 勝  
右代表者執行委員長  
船橋市本町二丁目八百三十番地  
三菱化工機船橋労働組合  
申請人 加 藤 正 藏  
右代表者執行委員長  
右申請人等兩名代理人辯護士  
比志島 龍 藏  
荻 澤 清 彦  
岸 星 一

東京都千代田區丸の内二丁目十二番地  
三菱化工機株式会社  
被申請人  
右代表者代表取締役  
加 藤 謙  
右代理人辯護士  
酒 卷 彌三郎

右當事者間の昭和二十四年(ヨ)第三三三〇號解雇意思表示效力停止等假處分申請事件について當裁判所は次の通り決定する

主 文

被申請会社が昭和二十四年十一月二十六日附を以て別紙目録記載の従業員に對してなした解雇の意思表示はその效力を停止する

理 由

一、被申請会社が申請人等組合に所屬する別紙目録記載の従業員に對し昭和二十四年十一月二十六日附を以てなした解雇の意思表示は被申請会社の従業員就業規則第十七條「解雇は従業員が組合員である時は会社が豫め組合の了解を得て行ふ」旨の條項に違反し無効である。

以下その理由を説明する

(一) 就業規則はそれが適法に制定されたものである以上勞資双方に對し法的拘束力をもつものである。このことは労働基準法第九十三條の法意からしても明らかである。

(二) 労働協約と就業規則に同一内容の條項を有する場合に於ても労働協約の失效により就業規則の同一條項が當然に失效するものではない、労働協約は勞資双方の意志の合致により成立するものであるから就業規則は労働基準法第九十條所定の手續を履行することを要するとはいえず終局的には使用者の一方的作成に掛るものであり、しかも兩者その成立の意義を異にするものであるから、たゞ労働協約と就業規則とに同一内容の條項が存するとしても兩者必らずしもその運命を共にすべきいわれがない。もつとも就業規則は労働協約に規定されてない細部事項を規定する場合が多いであろうが兩者の内容が重複することは何等妨げなく、この場合當該事項は労働協約及び就業規則により二重の拘束力を受けるが、労働協約が失效しても就業規則の當該條項が改廢されない限り依然としてその拘束を受けるものといふべきである。

今、本件についてこれをみるに首記就業規則第十七條は被申請会社と申請人等組合との間に締結された労働協約第十七條と同意旨の内容を包含し、右労働協約は昭和二十四年七月三十

一日限り失効したことは當事者間に争ないが、被申請會社が前記就業規則の適法な改正手續を執れば格別、單にその改廢されるものでないから適法な變更手續の行われていない本件にあつては前記就業規則第十七條の規定は労働協約の失効に關わりなく有効に存続するものといわなければならない。

(三) 前記就業規則第十七條は通常時に於ける個々の解雇にのみ適用あるものと解すべきではない。本件、就業規則のうち第十四條には解雇事由の一として「事業上の都合により已むを得ない事由のあるとき」が掲げられてあり、同第十七條は右第十四條を受けて「前三條に謂う従業員が組合員である時は會社は豫め組合の了承を得て行ふ」と規定してゐるのであるから事業上の都合により已むを得ない事由のあるときでも會社は組合員たる従業員を解雇するには豫め組合の了解を得なければならない事は明らかであり、今般の如き企業再建整備のための人員整理こそ正に事業上已むを得ない事由に依る解雇と目すべきものであるから、本件の場合右就業規則第十七條の適用ある事は當然といわなければならない。

(四) 本件解雇については被申請會社は豫め申請人等組合の了解を得たものと認め難い、「了解」という語の本來の意義は單なる意見の交換以上に相手方の納得を必要とするから「協議」よりもむしろ「同意」に近い、然しかかる語義の詮索は暫く置き、労働法上信義則の観点からすれば「同意」というもその「拒絶権の濫用」は許されずまた「協議」というも一片の交渉談議を以ては足らず慎重審議を遂げることが要するものと解すべきであるから「同意」として「了解」といふ、或いは「協議」といふも、結局は實質上その間に大差ないものと解するを妥當とする。今、本件人員整理に對する双方の交渉経過についてみるに、申請人等組合と被申請會社との右人員整理に關し、第一回の團體交渉をもつに至つたのは昭和二十四年十一月十五日であるが、被申請會社は申請人組合代表者と交渉に入ると同時に直接各事業所に人員整理に關する聲明書整理員數、整理基準、退職手當等に關する事項を揭示し、同月十九日限り退職希望者を募つたことを知つた申請人等組合代表者は被申請會社の右發表は同會社がさきに組合の申入れに對してなした「企業再建整備に對する」旨の同月十日附回答を自ら破り一方的に人員整理を強行せんとす

るものであるとしてその撤回を要求し、翌日、十六日、翌十七日は被申請會社の企業整備に關する説明を聴取したのみで退職希望者の申込締切日の撤回延期方を要求したが、意見が對立して妥結に至らなかつたため、その翌十八日の交渉には出席しなかつた。しかし組合としては被申請會社が前年夏約三百名の人員整理をしながら、その後いくばくもなくして給料の遅配を來たし、従業員はその苦難に堪えて生産に従事して來たにも拘らず、再び三百名以上の人員整理をなすが如きは、經濟界の變動もさることながら、經營陣の弱體にも基因するものとして強い不満を抱いていたが、事ここに至つてはもはや整理もやむなしとして徒らに整理絶對反對、完全雇傭を主張することなく出來る限り退職希望者を募ることによつて、解雇者を最少限度に喰ひ止めんとして、この線に沿つて被申請會社との交渉をなし、これがいられない場合に對處して、同月二十一日を期し二十四時間スト決行を決議したものである。

同月十九日、再び團體交渉を開始し、最低限度の要求として希望退職の締切日の延期方を要求したが受入れなかつたので、當時まで組合側において集めた退職願百八十八通を一括して被申請會社に手交すると共に、スト宣言をなして同月二十一日、二十四時間ストを執行した。しかし翌二十二日、組合側より更に圓滿解決のため團體交渉を申入れ、一日の冷却期間をおき同月二十四日の交渉に於ては、結局各事業場所毎に協議することになつたが、その協議期間につき被申請會社は翌二十五日午後六時までと限定したのに對し組合側はその延長方を要求し兩者折合わぬまま翌二十五日場所毎の協議に入つたしかし乍ら被申請會社は組合側の要求に反し整理員數、整理方法(退職希望者を募つてこれにより整理を完了するや否や)につき協議することを拒否し、單に被申請會社の定めた解雇豫定者についての當否のみに協議を限定したので、申請人川崎労働組合との交渉はこのために決裂し、同船橋労働組合との交渉に於ては右議決につき意見の合致を見ないまま一應解雇豫定者につき意見の交換がなされたが、もとより組合の了解を得る術もなく協議は打切られ、翌二十六日被申請會社は本件解雇の通告をなすに至つたのである。右の経過に徴すれば被申請會社は本件解雇につき申請人等組合が右了解を與えなかつたについては申請人等組合に何等責むべき事由がないものと認められる。



すなわち被申請會社が前記十一月十五日の第一回の團體交渉に入ると同時に直接各事業場所に前記整理に關する事項を揭示し希望退職者を募つたことは甚だしく組合の存在を輕視した態度であつて、組合がこれに反對し、その撤回を要求したことも決して無理からぬことであり、また同月二十一日の二十四時間ストの原因は組合側が整理絕對反對を叫ばず、でき得る限り希望退職によつて圓滿解決を圖るべくその募集を始めると共にその反面これを最低線として被申請會社に對し希望退職の締切日の延期方を要求したが容れられなかつたためであつて當時既に希望退職者が多数出る見込みがあつたに拘らず、被申請會社が延期を肯じなかつた態度こそ納得出来ないものがある。

事實組合側の集めた希望退職者数は百八十八名、被申請會社で集めたものを加えれば同月二十四日現在で約三百名に上り、事業場所によつては豫定整理人員を超えた位であるから、締切日を延期して更に募集を続け、退職希望者と解雇決定者との喰い違いにつき、協議を遂げれば十分解決のつくことと思われ(ちなみに昭和二十五年一月十日現在の退職者—解雇承認した者を含む—總数は三百七十二名で當初の要整理員數約三百七十名に達している)のこれに至らなかつたのは被申請會社が組合を輕視して自案を固執したため却つて申請人等組合を刺戟した結果に外ならない。

以上論斷の理由により本件解雇は被申請會社の就業規則第十七條に違反する無効のものといわなければならぬ。

(五)被申請會社は本件解雇の通告を受けた者はいずれも被申請會社より離職證明書の交付を受け、これより失業保険給付を受けているから本件解雇を承認したものであると主張するが、本件解雇の通告を受けた別紙目録の記載の者は無條件で被申請會社より離職證明書の交付を受け失業保険の給付を受けているのではなく離職證明書の交付を求めるに當り解雇につき紛争中なる旨の記載を被申請會社はこれを拒絶したので關係當局に對し係争中なる旨を具申し訴訟に於て解雇が無効と判定され、所定の賃金の支拂を受けるに至つた場合にはその内より返済する旨を約して失業保険給付を受けているのであるから本件解雇を承認したものとはいへない。

二、假處分の必要性について  
解雇が一應無効であると認められるに拘らず本案判決の確定に至るまで賃金の支拂を受けられず

また就業を拒否せられることは労働者として堪え難い苦痛であり、且つ今日の社會情勢下に於ては一旦離職すると容易に他に就職し得ないことも顯著な事實であるから蓄財のない別紙目録記載の従業員等にとつては正に死活の問題であり(失業保険金は解雇が無効なる以上返還しなければならぬものであるからその給付を受けていることは右認定の妨げとならぬ)組合員の死活問題は組合員の保護の件にあたる申請人等組合にとつて當然緊急の關心事であるべきであるのみならず組合員を失う事は組合の團結力を弱め組合自體としても著しい損害といふべきであるから、申請人等組合がそれぞれの所屬組合員のため、本件解雇の效力を停止し、その身分を従前のそれに復する假の地位を定める假處分を求める必要は十分にあるといわなければならぬ。以上は當事者双方の提出した疎明資料に基く一應の認定による判斷であり本文の如く決定した次第である。

昭和二十五年二月二十二日

東京地方裁判所民事第十部

裁判長 古山 宏

裁判官 今村 三郎

(四頁より)

會)メンバーは左の通り(單位萬)

總同盟	一・二〇	全日勞	五・〇
日教組	四・六	國鐵	四・五
海員	一・四	自治協	一・三
炭勞	三・三	全通從組	二・〇
全日通	一・〇	全蠶糸	一・七
重電機	二・五	電産	一・四
私鐵	一・二	全鑛	一・七
都勞連	六	硫勞連	四
新全農林	六	全映演	〇・五
日放勞	〇・七	全石勞	一・三
新産別	三・〇	△全音電	〇・八

以上合計二二組合 四四三・八(但し〇印は參加保留△はオブザーバー派遣)

武藤炭勞會長の言ではないが、今や世界勞連か自由勞連か、の段階であることは間違いないようである。總評もはつきり自由勞連支持をうちだしている。共産黨は、「世界勞連と結合する階級的労働戦線統一のため全勞連へ結果すること」を指示している。目前の三月闘争は、この二つの據點を中心に今後ジグザグな發展を示すものと思われ、が、「憲章」や「綱領」ではなく、具體的な問題の處置の仕方が、この二つの統一運動の消長を決することになるであらう。

### 新制高校のあり方について

— 鐵鋼教育對策委員會の意見具申 —

本通信第一九一號に報告した通り、鐵鋼産業教育對策委員會は各社から教育關係専門家の推薦を受け左記の通りの顔觸れで發足することとなつたが、本委員會の議題として第一に採上げられるに至つた問題は、従来の工業學校、新制度の高等學校職業科の在り方について文部省に對する意見の具申である。已に周知の如く、新制高校卒業者の不評、殊に最近の産業合理化の時期に際して、學校當局は勿論、社會全般から見ても重大問題であり、偶々之等卒業者を雇傭する産業界に於ても黙視出来ない事態にある。偶々通産省の斡旋により、去る二月初、文部省の職業教育及び職業指導審議會の分科會(工業、商業、農業)が設置せられ、鐵鋼等から日鐵の島村渉外部長がその委員に依囑せられたので、去る二月二十八日第一回の會合を持ち、文部當局の係官から事情を聴取すると共に急遽委員長の許で本問題に對する委員會の意向を取纏め、三月四日在京の委員だけの會合をもつて若干修正の上別掲の意見書案が出来た。尤も本意見書は文部省の審議會へ提出の關係から早々作り上げたものであり、引續き業界の實情を詳細研究して逐次具申することになつてゐるので、今後本問題について業界一般からの意見、資料の御提出を委員會は大いに期待してゐる。

鐵鋼産業教育對策委員會委員(順不同、略敬稱)  
(委員長)

日本製鐵	渉外部長	島村 哲夫
日本鋼管	勤務部長	竹村 辰男
神戸製鋼所	人事部長	中井 一雄
新扶桑金屬	人事部長	松本 精一
川崎重工業	兵庫工場勤務部長	齊藤 實
製鐵所	勤務部長	三宅 敏道
日立製作所	勤務部長	兒玉 貫一
日本製鐵	教育課長	加藤 康作
日本特殊鋼管	取締役製造部長	黒田 隆之
日本鐵鋼連連	調査局長	森山 達郎
同	労働局長	水津 利輔

(以上十一名)

#### 「新制高校のあり方について」の業界意見」案

一、職業教育及び職業指導審議會の組織及び機能の充實強化と都道府縣教育委員會の機能を介して新制實業高校の教科課程に業界の意見を強く反映させること。

現在の國情に適合した職業教育の充實を期するためは今後文部省の職業教育及び職業指導審議會の組織及び機能を充實してその活動を活潑ならしめる必要がある。文部省の行政範圍としては教科課程の大綱とその達成すべき目標を示す程度に止め専門的な實業高校の教科課程の選擇及び配分比に關しては産業別、地域的な特色を生かすよう、都道府縣教育委員會の組織機能を活用し、業界の意見を強く反映するよう運営することが肝要である。

二、日本産業構造の長期的見透しに立脚して新制高校教育のあり方を考えること。

現下我が國の客觀的諸情勢より考へて産業復興再建及び輸出振興の見地から、新制高校の教育特にその職業課程の教育は極めて重要な事項である。經濟復興計畫に於ける雇用計畫の中心問題は「出来るだけ大きい雇用量と出来るだけ高い労働生産性をいかに實現するか」であつて、需要者側の要因たる各産業部門の生産、交通及び建設計畫と労働生産性の高さに關する長期的見透しに對して新制高校の供給者側としての要因が適合する必要がある。日本の如く人口の相對的過剩、失業補償制度の貧弱、家族主義の殘存及び、尨大なる中小企業の実態等を考へると無計畫に教育を実施すると反つて失業者の増大に伴う社會不安を助成し遂に經濟の正常化を阻害する結果となるであろう故に新制高校生徒の約八割が卒業後直ちに就職する現状を考へて、日本産業構造の長期的見透しを基調として、その雇用計畫に適合する教育課程(特に職業教育課程)の編成をなすと共に、大學入學準備として價値が多いとか、學校行政上便利であるといふのでなく職業的に役立つ産業別實業高校の再出發を要望するものである。

三、産業別工場分布に適合した産業別實業高校の計画的再編成をなすこと。

新制高等卒業者の中約二割が上級學校へ進學するもので残り約八割は卒業後直ちに就職してゐる然るに戦後六・三・三制の新教育體系が急速に切換えられたため業界の雇傭需要状況とは無關係に綜合高校及び専門的な實業高校が再出發すると共に、職業課程教育の中心たる實習が工場及び現場作業と結びつかず空に浮いてゐる状態である。産業

別高校卒業者の就職の實態は産業別工場分布と不可分の関係にあるべきであつて工場及び職業の分布に適合した再編成を必要とすると考えられる。例えば製鐵「メーカー」所在地々域に鐵冶金高等学校、炭礦業地域に炭礦高等学校の如く、その地方の産業分布に應じた職業高校を設置するとすれば在學中の實習及び就職に關して極めて圓滑に學校と職場との結合が行われることになる。

四、新制高校卒業者の就職後の地位及び配置を考慮して教科課程の内容を決定すること。

新制高校生徒の教科課程の内容をどうするかはその卒業後何れの方向に就職し又就職後の階級及び配置如何によつて大いに左右されるべきものである。六・三・三制實施後各會社、工場、事業場の新制高校生は雇傭條件は區々であるが、作業員（肉體的労働者）として出發せしめ、技能職見及び人格の向上に伴い職長（日本では肉體労働が二割乃至四割知能労働が六割乃至八割）及び監督指導者の線に置く方向にある。又或る會社では直ちに技術員、事務員として採用する所もあるが、斯かる點を業種別に調査して、實情に適合した教科課程の内容を決定する必要がある。特に鐵鋼産業としては企業集中度が高く分業が高度化している點を考えると、各職種別に企業として期待する職種別技能基準「別紙第一略」に照應する教科課程の内容を組み替へる必要がある。工業に關する職業教科（實習を含む）の單位數と教養學科の單位數の配分比、教材の選び方及び實習に於ける現場作業との關連に關して再検討の要ありと思はれる。

五、新制高校工業科課程の内容に業界の要望を反映すること。

(1) 新教科課程で卒業に必要な單位數を八五としていることは、教養學科と職業學科に必要な目標を充分検討の上組立てられた結果であるが、これを職業科設置の學校に於ける實際の経験について見ると非常なる拘束となり殊に職業科實習時間の不足を訴える向が多いと聞く。職業高等學校に於て教科課程を組む場合としては先づこれに必要な教養課程の範圍と程度が自ら教養學科とは異なるものであろう。例えば機械科を志望するものに對する英語は技術語を習得し「ハンドブック」を理解することであり文學的な素養を必要としない。

治金科に必要な數學は數學全般の課程を強調する必要はない。要は職業學科の主目的に關係ある教養課程を實地應用の見地から限定し、徒らに基礎的教養課程の高度な學修に拘

泥せず、「技術學科を理解するための手段」としての數學、物理、化學であれば良い。従つて生じた時間的餘裕を實習に向け、業界の要望する知識技能者を作り出すことである。

(2) 右の様な教科課程の編成に對しては、卒業後就職にも支障なく上級大學への進學も可能なるよう二途をねらつてゐる現狀であるがこれがため中途半端の結果に陥るおそれが多い故に職業學校 (Vocational High School) と技術學校 (Technical High School) との間をねらう事なく「原則として Vocational High School に切換えその一部の進學については再教育機關を別途考へる要がある。従つて職業學科を基礎として、例えば電氣科に於ては電氣に通じた教育から専門學科を教える過程に於て之を理解させるに必要な基礎學科を折込んで指導して行くことが望ましい。従つて教育としては基礎的一般體系をも理解し更に専門學校を「マスター」しその實際的關連性を充分持つた人が適當であり教科書もこの線に沿つて編纂されなければならぬ。

六、地域別に米國の Vocational High School に準據した model School の設置を要すること。

現在の新制高校のあり方は職業教育と共に上級大學への進學を假定した教科課程を組んであり、職業教育は「廣く淺き」に失する憾みがあると思はれる。業界としては「職業的に役立つ」人即ち寧ろ卒業後接觸する範圍のものを或程度深く求めてゐるため、米國の Vocational High School の如き産業別職業學校に切換へると共に例へば東京、大阪、神戸、八幡の如き工業都市に地域的特色を生かした Model School を設けることを切望する。工場實習、工場よりの講師派遣、及び就職の便宜等需要者側と供給者側の努力によつてこの Model School の實現とその成果は新制高校教育のあり方に極めて意義深い示唆を投げかけるであらう。

七、職業教育の中心である實習に關する諸問題を合法的に解決すること。新制高校の職業課程の基準に「(一)工業に關する課程においては、工業に關する教科三十單位以上を必修とし、その中には實習を十單位以上實習以外の工業に關する教科を十單位以上含まねばならぬ。」と規定してある。文部省として實習を職業教育の中心と考えているのに對して、企業側としては實習に關して次の如き解決を要する問題がある。即ち實習場として工場



を利用することに伴つて経営者側及び労働組合側から見て作業の邪魔になつたり、災害が起つた場合災害補償を業界が負擔すべきか、又實務教育に於ける教師の數と教育の主導性を何れが果すか等の問題がある。これ等に對して文部省通産省及び労働省とも協議して「勞基法」との關連を考慮し實習準則の如きもので規定し置く必要がある。

八、新制高校の職業課程に於て到達すべき具體的目標は業界の意見を反映させること。

文部省學校教育局で案畫中の「職業課程に於て到達すべき具體的目標案」は業界として極めて關心を寄せているものである。別紙第一に示す職種別技能基準(この表は八幡製鐵所教習所普通科終了時に於ける一般工即ち役付工(フオアマン)の技能基準である)の如きものを各業種別に求め、これ等を參考として具體的目標を指示することが望ましい。教科課程の單位數の選擇は各學校の諸狀況を考慮してこの具體的目標に合致するよう柔軟性を持たせる方が寧ろ實效が擧がるであらう。

備考 文部省で作られていた職業學科課程の各學年に於て到達すべき具體的目標案(例えば電力の如し)はこれを文部省のみの計畫で實施に移すことなく一應通産省を通して産業界の意見を求めることが望ましい。

九、中小企業のため協同學校(Co-operative School)を設置し、これに對して教育補助費を出すこと。

原則として現在の新制高校のあり方としては、

### 法律相談

◎組合専従直前の就業規則違反と解雇

(問) 組合専従者を就業規則違反で懲戒解雇した場合同じく専従者就任直前に發生した就業規則違反(勤務に不熱心又は勤務に就かない者。他人の業務を妨げた者。上司の指示命令に反抗した者。その他に該當するものとして)により就任早々懲戒解雇した場合等  
地勞委は、不當労働行為になると判定する空氣が濃厚であるが、果して不當労働行為になるでせうか。

(答) 組合専従者と雖も一般の解雇基準に該當する場合は就業規則に照らし處断する事が出来ることは當然であつて、決して専従者故に不當労働行為

「できるだけ多くの人々に教育を施すことでありその教科課程はあらゆる方面の人々の要求に基くことが大いに必要である」業界としてはこれに對して「直ちに役立つ」教育を要望するわけで(七)に於て述べたような Model School の實現を望んでゐる。 Vocational High School の新發足が具現化するまでは新制高校卒業生を受入れた後各企業で職能再教育を實施する必要がある。大企業に於いては職能教育を實施する設備(例えば八幡教習所)を有するが中小企業の如く再教育を個別資本で實施不可能なものに於ては地域別に協議して協同學校(Co-operative School)を設け職能教育を行う制度を確立する必要がある。この際その普通學科はその地方の高等學校へ委嘱し實技指導は各工場で行うやり方にし、財政的には政府が教育補助費を出すことにしてはどうか。

十、新制高校職業學科擔任教官の工場實習制度を確立すること。

「新制高校の教科課程は固定的なものではなく常にこれを繰り返して検討吟味して行き、時勢の變遷と共に改めて行くべきものである」新制高校職業學科の擔任教官はかかる要望に答えるため講義と實習が實際の業界の動向と軌を一にするよう休暇等を利用して工場實習を必要とする。できれば醫科卒業生の「インターン」制度のように高校職業學科の教官の任用資格として在學中又は學校卒業直後六ヶ月乃至一年の工場實習を行う規定が設けられることが望ましい。

爲になるわけがないと思ふ。

また、専従前の事由を以て、専従期間中に懲戒解雇された場合、

解雇は専従就任早々であつても手續等に日數を要する事は當然で何等惡意が認められない限り、即ち今迄不問に附しておいたものをわざ／＼古傷を探して懲戒解雇したものでない限りは不當労働行為は成立しない。

故に専従期間中であつても懲戒解雇は出來ると解する、しかしそれは従業員としての身分に反する行為がなくてはならない。

本問題の解雇理由が會社の言う通りでありば不當労働行為となる恐れはない。唯若し解雇するためわざ／＼理由を附したとしたらば別である。要は事實認定の問題多分にあると思ふ。

### 住宅金融公庫法案に對し兩院へ請願

日經連を通じ他業種と提携して

住宅問題に關しては業界では久しい以前から對策に努力し續けて來たが、漸く昨二十四年度に於て通産省で採上げ、設備資金の一部として融資對象となつたが、それも微々たるものに過ぎず、昨年暮頃より住宅金融の資金融通の見透がついたので二十五年度に於てはいよいよ本問題の解決を期待してゐた處であるが、本年に入つて急に關係當局の意向として給與住宅は對象としないという線が企畫が樹てられ、各社の計畫しつゝあつた住宅建設に應じ得ない事態となつて來たので、二月十五日の勞働専門委員會に提案の結果、その對策決定を中央勤勞主管者會議に一任となり、二月二十四日には本連盟で對策委員會を持ち、更に三月七日の中央勤勞主管者會議で協議の結果、本法案に對する態度を左記請願文要旨の通り決定、又日經連にも之れを持ち込み、他業種別團體とも協調の上議會及び政黨方面に働きかけることとなつた。

#### 住宅金融公庫法案に關する

請願の件(要旨)

鐵鋼業における勞務者用住宅の不足は、すでに昨年度(昭和二十三年)より問題とせられ當時鐵鋼百二十萬噸生産遂行のため商工省の設置した鐵鋼増産協議會においても、住宅不足は鐵鋼増産を阻害する根本的原因の一つとして、審議検討せられたのであり、昭和二十五年では、約二萬二千名の勞務者を收容すべき住宅の建設が要請せられてゐる。

この度政府が百五十億圓の資金をもつて住宅金融公庫を新設し住宅問題の計画的解決を計らんと期されたことは、誠に機宜に適したる措置と考えられ、鐵鋼業界を擧げてこれに期待してゐる。しかるにその計畫の構想は一般住宅の建設であり、産業を営む企業體が勞務者用給與住宅建設のため公庫より融資を受けることは認められていない。かくては資金的に餘裕のある商家その他中産階級一般はこの計畫の恩恵に浴し得るとしても、公庫の目的とする國民大衆は到底これを利用し得ずとくにわが國産業の復興と緊密なる關係に立つ勤勞大衆の住宅不足は、これを以ては殆ど解決し得ざるものと推察される。

われは以上の理由に基き、現在政府の計畫中である住宅金融公庫法案に對し全面的には賛同

し難いのであつて、國會が本法案を審議せらるゝに當つては、本法案中に示された融資對象の中に是非とも國家經濟再建に必要とする産業の企業體を加えられ、本法案が目的とする國民大衆の住宅問題解決を實際上實現されたい。

しかし乍ら諸般の事情よりかゝる基本方針の變更が至難である場合に於ては、やむを得ざる手段として、その運営に當り、勞務者住宅不足の實態を十二分に把握せられた上、本法がその解決に對して極めて効果的なるものとなるよう、左記諸點に留意せられ、われわれの希望を實質的に満たさるゝように御配慮を請願する。

記

一、公庫よりの住宅建設資金貸出に當つては、貸出順位を定め、國家經濟再建のため必要とする産業部門に特に重點的に住宅の建設せらるゝよう措置すること。

二、同じく貸出しに當り、使用者が敷地及債務に關し保證をなした勞務者に對しては、特に優先的取扱をなすこと。

三、使用者が敷地及債務に關し保證したる勞務者が貸付金に係る住宅を讓渡する場合には、一時償還をすることなしに、使用者又は使用者の保證する個人に對して讓渡し得るよう措置すること。

四、本法案の運営細目の決定に當つては、廣く輿論を聴取し、殊に産業に従事するものの意見を充分反映し得ること、民主的機關を設置してこれに諮ること。

三月初旬住宅金融公庫法案(四十八ヶ條)が成案となつてゐるが、要旨は左掲の要綱(抄)及び實施方針に盛込まれてゐるので紙面の都合で法案は省略する。

#### (一) 住宅金融公庫法案要綱案

建設省住宅局

(目的)

第一 住宅金融公庫は、國民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で銀行その他一般の金融機關が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(法人格)

第二 住宅金融公庫(以下「公庫」といふ)は、公法上の法人とする。

(事務所)

第三 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。  
 2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四 公庫の資本金は、五十億とし、政府がその金額を出資する。

2 公庫は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により、公庫がその資本金を増加する場合においては、豫算に定める金額の範囲内で、公庫に出資することができる。

4 政府は、米國對日援助見返資金を第十一條第一項及び第二項に規定する業務の財源に使用させるため、米國對日援助見返資金特別會計から公庫に對し、豫算に定める金額の範囲内で必要な金額を交付することができる。

5 公庫が前項の規定による米國對日援助見返資金の交付を受けたときは、その交付を受けた金額に相當する金額について、第三項の規定による政府の出資があつたものとする。

(非課税)

第五 公庫には、所得税及び法人税を課さない。

2 地方公共團體は、公庫に對して、地方税の一部を課することができない。

(役員)

第六 公庫に、役員として、總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の内命)

第七 總裁及び監事は、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第八 總裁、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、最初の任命にかかる理事のうち二人及び監事のうち一人の任期はそれぞれ二年とする。

(役員及び職員の内命)

第十 公庫の役員及び職員は、一般職の國家公務員としての給與を受ける。但し、總裁は、公庫の役員及び職員に對して、その俸給總額の百分の十に相當する金額をこえない範囲内において主務大臣の承認を得て特別手當を支給することができる。

(業務の範圍)

第十一 公庫は、第一に掲げる目的を達成するた

め、左に掲げる者に對し、住宅の建設又は新築住宅の購入に必要な資金の貸付の業務を行う。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者

二 住宅組合法(大正十年法律第六十六號)による住宅組合

三 自ら居住するため住宅を必要とする者に對し住宅を建設して賃貸する事業を行う會社その他の法人

2 公庫は、前項各號に掲げる者が、住宅の建設又は購入に附隨して新たに土地又は借地權の取得を必要とする場合においては、土地又は借地權の取得に必要な資金を當該住宅の建設又は購入に必要な資金にあわせて貸付することができる。

3 公庫は、前三項に規定する業務の外、主務大臣の承認を得て、左の業務を行うことができる。  
 一 住宅の設計及び工事に關する指導  
 二 住宅の建設に必要な土地又は借地權の取得に關する斡旋  
 三 貸付金の回収に關連して取得した住宅又は土地若しくは借地權の管理及び處分

(業務の委託)

第十二 公庫は主務大臣の認可を受けて、公庫の業務を委託するに必要で且つ適切な組織と能力を有する銀行に對し、公庫の貸付に關する申込の受理及び審査、資金の貸付、元金の回収その他貸付及び回収に關する業務を、地方公共團體に對し、資金の貸付に關し必要と認める住宅の建設工事の審査を委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 公庫は、前項の規定により業務を委託した場合においては、當該業務の委託を受ける者(以下受託者という。)に對し、手数料を支拂わなければならない。

(業務方法書)

第十三 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

(地方公共團體の長の意見)

第十四 地方公共團體の長は、當該地方公共團體の区域内において行われる公庫の業務に關し、公庫に對して意見を述べることができる。

(豫算及び決算)

第十五 公庫の豫算及び決算に關しては、公團等の豫算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和



二十四年法律第二十七號)の定めるところによる。

(利益金の処分)

第十六 公庫は、毎事業年度の決算上利益金を生じたときは、これを國庫に納付しなければならない。

(餘裕金の運用)

第十七 公庫は、その業務上の餘裕金をもつて、國債を保有し、又はこれを大藏省預金部若しくは受託者たる銀行へ預け入れて運用することができる。

(監督)

第十八 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令を出すことができる。

(報告及び検査)

第十九 主務大臣は必要があると認めるときは、公庫若しくはその受託者に對し報告をさせ、又はその職員をして公庫若しくは受託者たる銀行の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者たる銀行に對しては、當該委託業務の範圍内に限る。

(二)住宅金融法案要綱案實施方針について

(二月二十四日建設省住宅局住宅企画課係官口述の要旨)

一、融 資

- (1) 床面積一〇〇平方米(三〇坪)以内で十八坪を基準とす
- (2) 單價は標準單價の一・二倍以内
- (3) 所要金額の〇・七五以内を融資する。(但し一軒六〇平方米—十八坪—を超える場合は六〇平方米の分の〇・七五)標準建築費を超える場合は標準建築費の〇・七三で抑える
- (4) 土地の費用も併せて融資するが、その融資は時價の〇・七五以内を基準は公庫できめる
- (5) 利子〇・〇五五
- (6) 償還年限は構造別で一木造十五年以内、簡易耐火建築(ブロック、レンガ)一二十年以内、恒久建築(コンクリート)一三

十年以内である。償還始期は契約成立後三ヶ月若しくは半年後から始めることになり。その方法は月賦を原則とし、三ヶ月拂半年拂等が考えられる

(7)

個人負擔の面から見ると十二坪(全國平均で標準單價は一萬六千圓)としてその〇・七五で十四、五萬圓の融資となり月々千四百圓程度となる。他の經費を入れても二千圓以内で落付かせたい

(8)

會社の従業員が轉勤その他で、融資を受けた家を譲渡したい時、その會社が權利義務を承継出来るかについては當局の見解として可能としている。但しその場合は一時償還となるかも知れない

(9)

貸付は自己資金で棟上げ程度は出来るからそれを見届けてから融資の半額を先ず貸す後半は火災保險、抵當權設定で貸すことになるが場合によつては個人に支出せず、請負業に直接渡すかも知れない

(10)

資金は本年度一五〇億を貸付ける計畫、八千五百戸を豫定、二十六年度は別に同程度の豫算を計畫している。

二、勞務者住宅の關係

當初産業勞務者住宅を入れたが、關係方面の反對から現在それを外している。相當な理由がつかなくても認められることは困難な状態にある除いた理由としては

- (1) 公庫と産業會社との關係を避ける
  - (2) 給與住宅は設備資金でやるべきだ
  - (3) 各産業團體からも陳情があつたがGHQの方針が動かぬ(リード)従つて頭金の〇・二五は自己調達の要あり、會社が退職金等を擔保に一時負擔するとか、社有地を斡旋するとかしてやる外ない
- 公平の原則から言つて住宅組合を優先するか否かは未だはつきりしていないので希望が多ければ抽籤の方法も考えられる
- 三、今後數年間は相當額を出すことを希望している
- 四、各地域への配分計畫は住宅不足戸數により府縣別單位に分けることなる。二十五年度は都市を重點とし、六大都市を優先にする
- 五、公庫業務規定細則は具體案未決定